

第3節 無償資金協力

1 実績

図表 16 無償資金協力地域別配分

2015年度*3

(上段:億円、下段:%)

形態 \ 地域	東アジア	南アジア	サブサハラ・ アフリカ	大洋州	中東・ 北アフリカ	中南米	欧州・中央アジア・ コーカサス	その他	小 計
閣議決定案件	330.32 (23.62)	122.96 (8.76)	509.06 (36.40)	116.93 (8.36)	142.01 (10.15)	80.68 (5.77)	96.73 (6.92)	— —	1,398.69 (100)
草の根	19.73 (21.68)	5.84 (6.41)	19.74 (21.69)	6.60 (7.25)	7.63 (6.39)	20.35 (22.36)	11.13 (12.22)	— —	91.02 (100)
NGO連携	33.16 (27.89)	7.65 (6.43)	9.20 (7.74)	0.90 (0.76)	46.57 (39.16)	1.00 (0.84)	0.38 (0.32)	20.06 (16.87)	118.91 (100)
文化	0.23 (9.68)	0.09 (3.60)	0.56 (23.49)	0.10 (4.19)	0.19 (7.88)	0.86 (36.37)	0.35 (14.80)	— —	2.38 (100)
緊急	19.03 (27.33)	16.50 (23.70)	9.40 (13.51)	1.36 (1.96)	20.02 (28.76)	1.10 (1.58)	2.20 (3.16)	— —	69.62 (100)
合計	402.47 (23.95)	153.04 (9.11)	547.96 (32.60)	125.89 (7.49)	216.42 (12.88)	104.00 (6.19)	110.78 (6.59)	20.06 (1.19)	1,680.62 (100)

*1 補正予算を含む。

*2 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

*3 平成27年度からサブ・スキームという分類は使わないこととした。ただし文化無償、緊急無償、NGO連携無償および草の根・人間の安全保障無償については、これまでの名称を便宜的に通称として用いている。

*4 閣議決定案件とは、相手国との間で国際約束である交換公文（Exchange of Note）を締結するための閣議決定を経た案件。

*5 草の根・人間の安全保障無償、NGO連携無償および草の根文化無償に関しては贈与契約に基づき、他は交換公文ベース。

*6 平成27年度案件で平成28年5月末日までに交換公文等を結んだもの、平成26年度以前の案件で平成27年6月1日以降に交換公文等を結んだものを含む。

図表 17 無償資金協力の10大供与相手国の推移

(交換公文ベース、単位：億円)

	2011年度		2012年度		2013年度		2014年度		2015年度	
	国名	金額	国名	金額	国名	金額	国名	金額	国名	金額
1	アフガニスタン	217.23	ミャンマー	277.30	ミャンマー	196.86	ミャンマー	177.71	ミャンマー	170.55
2	パキスタン	78.86	アフガニスタン	226.55	エチオピア	111.15	アフガニスタン	105.78	カンボジア	79.47
3	ケニア	65.84	タイ	89.86	フィリピン	108.03	カンボジア	88.27	ネパール	61.26
4	カンボジア	65.22	カンボジア	66.55	アフガニスタン	95.86	南スーダン	85.93	アフガニスタン	55.43
5	コンゴ民主共和国	63.60	パキスタン	65.15	カンボジア	74.58	モザンビーク	63.84	パキスタン	49.39
6	ガーナ	62.40	インドネシア	60.97	ラオス	62.11	タンザニア	55.79	コンゴ民主共和国	45.85
7	フィリピン	58.48	コンゴ民主共和国	55.07	南スーダン	57.13	パキスタン	47.98	タジキスタン	44.16
8	ベトナム	55.20	モザンビーク	50.94	ヨルダン	54.56	ラオス	42.58	東ティモール	40.57
9	モンゴル	50.09	エチオピア	50.09	ウガンダ	41.19	キルギス	37.04	タンザニア	38.36
10	ザンビア	45.84	ガーナ	48.77	ネパール	40.99	ギニア	35.96	モザンビーク	37.73
	合計	762.76		991.24		842.46		740.88		622.78

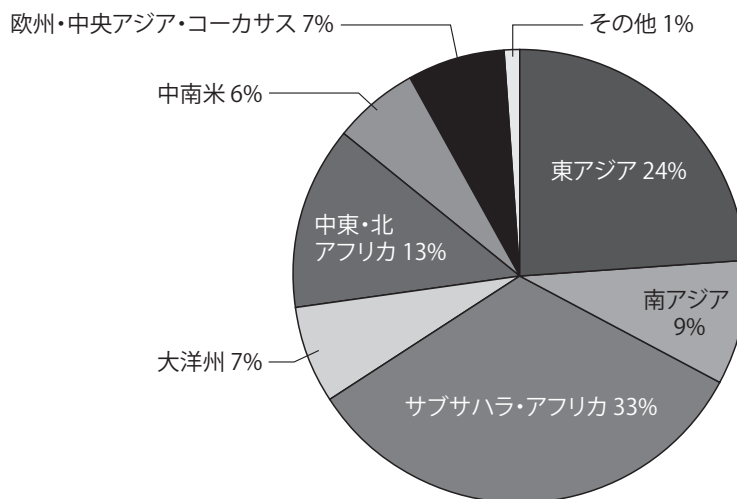
*1 債務救済は除く。

*2 補正予算分を含む。

図表 18 無償資金協力地域別割合

2015年度

(交換公文ベース)



2 事業の概要

1. 事業の目的等

開発途上地域の開発を主たる目的として、同地域の政府等に対して行われる無償の資金供与による協力。被援助国政府（機関）が、日本から贈与された資金を使用して、必要な生産物および役務を購入する。

2. サブ・スキームの見直し

我が国の無償資金協力は、1968年に食糧援助を開始して以来、徐々にサブ・スキームを増やし、2013年のピーク時には17のサブ・スキームにまで拡大した。これは、それぞれの時代で重視されるテーマをサブ・スキームという形で、当該テーマにおける案件実施を確保する上で一定の効果を持っていた。

しかし、サブ・スキームごとの実施手続が複雑化され、機動的なODAを実施する際の制約要因ともなり、相手国との関係でも手続の複雑化を引き起こしていた。そして、2013年秋の行政事業レビューでは、無償資金協力のPDCAを強化する観点から、「サブ・スキームの整理統合について不断の見直しを行っていくことが必要」との提言を受け、その対応が求められてきた。

これらを踏まえ、無償資金協力のサブ・スキームを抜本的に見直し、無償資金協力の柔軟な実施を確保するため、2015年度からはサブ・スキームという分類は使わないこととした。ただし、水産無償、食糧援助、文化無償、緊急無償、NGO連携無償および草の根・人間の安全保障無償については、すでに一種のブランド名として通用している場合もあるため、これまでの名称を便宜的に通称として用いることとしている。

3. 事業の仕組み

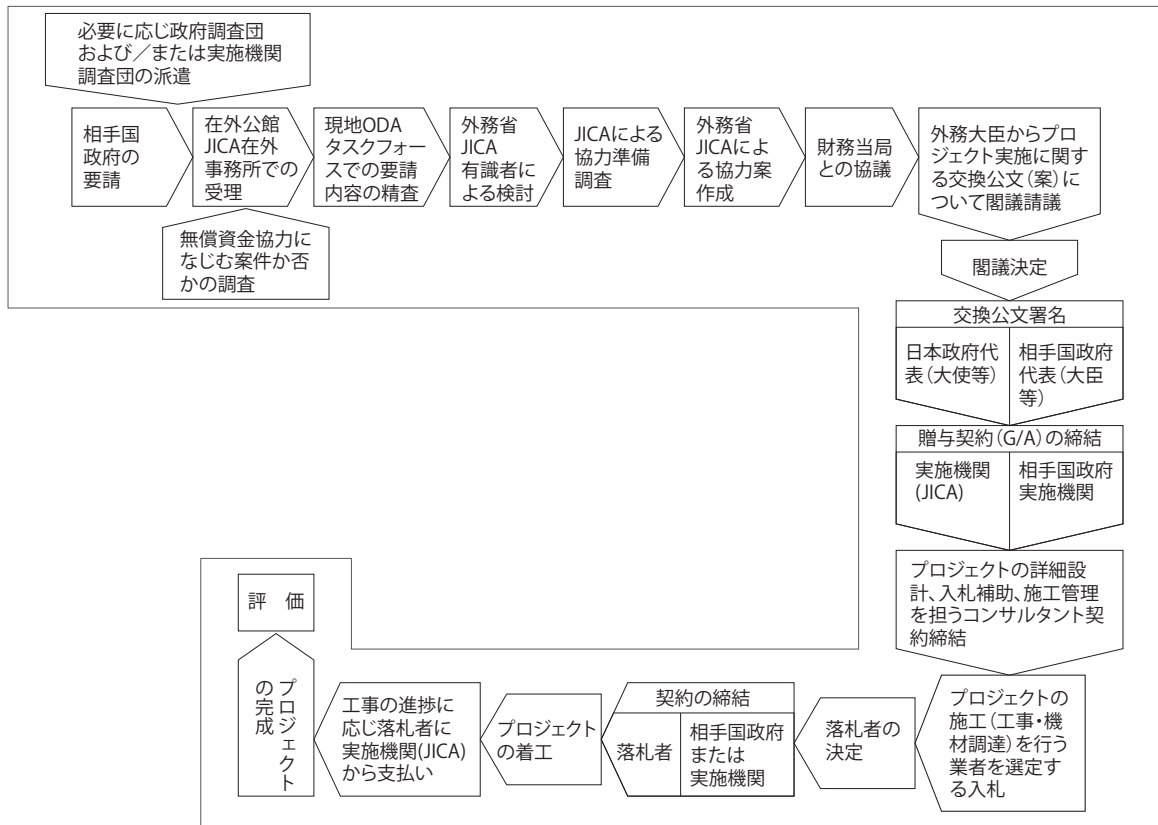
主として在外公館を通じて行われる開発途上国政府からの要請に基づき検討を行う。

外務省は、その要請の妥当性の検討を行い、妥当と考えられる案件の内、詳細な設計や積算を伴う施設の建設や機材の調達を行うもの（文化無償および水産無償を含む）については、JICAによる事前の詳細な調査をもとに実施可能性などを確認するとともに、適正な援助規模の概算額を算定する（施設・機材等調達方式）。

政府間で計画の名称、供与限度額等を規定した交換公文（E/N）を締結した後、これに基づきJICAが被援助国政府（機関）との間で贈与契約（G/A）に署名する。その後、被援助国政府（機関）は、日本のコンサルタントおよび請負・調達業者との間で契約を結び、詳細な設計を伴う施設の整備等の計画に必要な生産物および役務を調達する。

在外公館およびJICAは、被援助国政府（機関）から事業の実施状況に関する報告を受け、また現地JICA事務所等が実施状況をモニターする。

機動的な実施を確保する必要があるものなど外交政策の遂行上の判断と密接に関連して実施する必要がある案件（緊急無償資金協力、草の根・人間の安全保障無償資金協力、日本NGO連携無償資金協力、草の根文化無償資金協力および食糧援助を含む）は、外務省が、交換公文（E/N）締結または贈与契約（G/C）締結までに必要とされる業務を行い、被援助国における物資・役務の調達に関しては、案件により各種機関・団体により様々な方法で行われる。これらの機関・団体の例としては、被援助国政府等に代わる調達代理機関（調達代理方式）、国際機関等（国際機関連携方式）、非営利団体（NGO等）が挙げられる。



(注) 上記はJICA実施分に関するもの